

佐倉草ぶえの丘

※令和8年4月1日以降に適用する料金は、指定管理者との協議により決定します

室名等		区分	現在の 料金 (円)	受益者 負担率	新料金の上 限額 (円)	改定率	備考
入園料(個人)		幼児	無料	50%	無料	100.0%	■「使用料・手数料の算定に関する基本方針」に基づき算出した新料金案は、現料金と著しく乖離しているため、以下の手法で新料金案を算出 ■受益者の負担割合(50%)を踏まえ、収入と支出の実績を精査。これを施設全体の新料金案に反映
		小・中学生(1回)	100	50%	120	120.0%	
		小・中学生(年間)	500	50%	620	124.0%	
		一般(1回)	410	50%	500	122.0%	
		一般(年間)	2,000	50%	2,500	125.0%	
		障害者・介助者	無料	50%	無料	100.0%	
入園料(団体) 20人以上		幼児	無料	50%	無料	100.0%	
		小・中学生	70	50%	80	114.3%	
		一般	290	50%	350	120.7%	
		障害者・介助者	無料	50%	無料	100.0%	
研修センター (市内)	3月から10月 まで	幼児	1,000	50%	1,200	120.0%	
		小・中学生	1,600	50%	1,900	118.8%	
		一般	2,200	50%	2,700	122.7%	
	11月から翌 年2月まで	幼児	800	50%	900	112.5%	
		小・中学生	1,200	50%	1,400	116.7%	
		一般	1,700	50%	2,100	123.5%	
研修センター (市外)	3月から10月 まで	幼児	1,300	50%	1,600	123.1%	
		小・中学生	2,000	50%	2,400	120.0%	
		一般	2,700	50%	3,300	122.2%	
	11月から翌 年2月まで	幼児	1,000	50%	1,200	120.0%	
		小・中学生	1,600	50%	1,900	118.8%	
		一般	2,100	50%	2,600	123.8%	
シェアハウス(市内)		3月から10月	8,200	50%	10,100	123.2%	
		11月から翌2月	6,500	50%	8,000	123.1%	
シェアハウス(市外)		3月から10月	10,300	50%	13,100	127.2%	
		11月から翌2月	8,200	50%	10,400	126.8%	
ログハウス(市内)/泊		3月から10月	15,700	50%	19,400	123.6%	
		11月から翌2月	12,600	50%	15,600	123.8%	
ログハウス(市外)/泊		3月から10月	18,900	50%	25,200	133.3%	
		11月から翌2月	15,700	50%	20,200	128.7%	
研修室、学習室、実習室、古 民家、体育館、多目的室		9時から13時	2,700	50%	3,300	122.2%	
		13時から17時	2,700	50%	3,300	122.2%	
		17時から21時	2,700	50%	3,300	122.2%	
		9時から17時	5,400	50%	6,600	122.2%	
		超過使用 1時間につき	670	50%	830	123.9%	
農産加工室		9時から13時	1,000	50%	1,200	120.0%	
		13時から17時	1,000	50%	1,200	120.0%	
		17時から21時	1,000	50%	1,200	120.0%	
		9時から17時	2,000	50%	2,400	120.0%	
		超過使用 1時間につき	250	50%	300	120.0%	
調理室		9時から13時	1,200	50%	1,400	116.7%	
		13時から17時	1,200	50%	1,400	116.7%	
		17時から21時	1,200	50%	1,400	116.7%	
		9時から17時	2,400	50%	2,800	116.7%	
		超過使用 1時間につき	300	50%	350	116.7%	
撮影料		1時間につき	12,500	100%	15,500	124.0%	